



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

# くらしの伝言板

## 人の動き

6月末現在（前月比）

人 □：4,553人（－3）  
 男：2,202人（－2）  
 女：2,351人（－1）  
 世帯数：2,073世帯（－3）

## 救急・火災

令和5年1月～6月末

救急：124件  
 火災：3件

## くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

 ホームページ		 サポートメール @防災くねっぶ	
 Facebook フェイスブック		 Twitter ツイッター	
 マイ広報紙		 子育てアプリ 母子モ	

## 夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係るものに限ります）も納付することができます。

○とき 8月9日(水)・9月13日(水)  
 17時30分～20時

○ところ 町民課窓口  
 ○問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

## 固定資産税・国保税の納期限は8月31日

固定資産税第2期分と国保税第3期分の納期限は、8月31日(水)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

○問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

## 個人事業税の第1期納期限は8月31日

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

- 第1種事業（5%）  
 物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など
- 第2種事業（4%）  
 畜産業、水産業など
- 第3種事業
  - 医療、理・美容業、クリーニング業など（5%）
  - あんま・はり・きゅう業など（3%）

北見道税事務所から送付する納税通知書で、第1期（8月31日）と第2期（11月30日）の2回に分けてそれぞれの納期限までに納めてください。

※年税額が1万円以下の場合、第1期に全額を納めてください。

納税通知書は、第1期分と第2期分を一緒に送付しますので、第2期分の納税通知書をなくさないようご注意ください。

○問合せ  
 オホーツク総合振興局北見道税事務所  
 ・課税に関すること (☎ 25-8681)  
 ・納税に関すること (☎ 25-8686)

## 消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付のお知らせ

個人事業者の方で、令和4年分の確定消費税額（地方消費税額を除く）が48万円を超える方は、中間申告と納付が必要です。

- 中間申告および納付の期限  
 8月31日(水)まで
- 振替納税の振替日  
 9月27日(水)まで

※詳細については、下記 QR をご確認ください。



中間申告分の納期限および振替日について



任意の中間申告制度について

○問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

## 相続登記義務化のお知らせ

相続登記義務化の制度が令和6年4月から始まります。この制度により、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に登記申請をしなければなりません。

相続登記の申請は専門家である司法書士に依頼することができます。また、登記手続きに必要な書類のご案内については、下記 QR より釧路地方税務局ホームページまたは登記手続き案内をご利用ください。（予約が必要となり、電話での説明となります）

- 問合せ
  - ・釧路司法書士会（無料相談受付）  
 (☎ 0120-13-7832)
  - ・釧路地方税務局登記部門  
 (☎ 0154-31-5021)



釧路地方税務局ホームページ

## 墓参の供物などは持ち帰りましょう

お墓参りの供物（花を含む）やごみなどは、必ず持ち帰りましょう。

特に供物は、カラスやキツネが散らかしますので、必ず持ち帰ってください。

また、家庭で使った「盆ちょうちん」「お霊供膳」などの仏具は、墓地に捨てないでください。

- 仏具類の処分方法
  - ①「分別収集のてびき」を見て分別する。不明な点は、役場にお問い合わせください

②処理業者（お焚き上げ）に処分（有料）を依頼する

③仏具類の買い替えのとき、販売店に引き取りを相談する

④寺院などに相談する

○問合せ  
 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

## マイナポイントの申し込みは9月末まで

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された方は、マイナポイントを受け取ることができます。

お手持ちのスマートフォンやパソコンから申し込みもできますが、町民課窓口でもマイナポイントの申し込みを受け付けています。

マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号、ポイント受け取りに使用するキャッシュレス決済サービスのカードなどをお持ちください。公金受取口座の登録をされる方は本人名義の通帳もお持ちください。

詳しくは、下記 QR よりホームページをご覧ください。



総務省「マイナポイント事業」ホームページ

- 問合せ
  - ・マイナンバー総合フリーダイヤル  
 (☎ 0120-95-0178)
- ※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。  
 (マイナンバーカード：1番、マイナポイント：5番、公金受取口座登録：6番)
- ・町民課戸籍年金係  
 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

## 第11回まちづくり推進会議を開催

町民主体のまちづくりの実現に向けて、町民の皆さんの意見をまちづくりに反映させることを目的に実施しています「まちづくり推進会議」を開催します。どなたでも傍聴できますので、ぜひご来場ください。

- とき 8月7日(月) 18時30分
- ところ 町公民館多目的ホール
- 主な内容（予定）
  1. まちづくり推進会議について（仮）
  2. 札幌大学 武岡教授による講演会  
 「だれ一人取り残さないまちづくり（仮）」
- 問合せ 企画財政課企画係 (☎ 47-2115)